

日本のBBS運動の発祥展開と「ともだち活動」： メンタリング運動のモデル移行論の視点から

Launching of BBS Movement in Japan and *Tomodaci-Katsudo*:
From the Perspective of Model Transfer of Mentoring Movement

渡 辺 かよ子
WATANABE, Kayoko

1. はじめに

本稿は、各国のメンタリング運動に関する比較研究の一環として、なぜ日本のBBS運動が広範な市民運動であるメンタリング運動に転換しえないのか、その発祥展開の歴史的経緯をメンタリング運動のモデル移行論の視点から日本BBS連盟機関誌『ともだち』を中心に検討したい。

メンタリング (mentoring) とは、成熟した年長者であるメンター (mentor) と、若年のメンティ (mentee、ないしはプロテジェ protégé) とが、基本的に一対一で、継続的定期的な交流し、適切な役割モデルの提示と信頼関係の構築を通じて、メンティの発達支援を目指す関係性を指す。人為的制度を介したフォーマルなメンタリングを行うメンタリング・プログラムは、①参加者募集、②スクリーニング、③マッチング、④オリエンテーション、⑤モニタリング、⑥経験の共有、⑦プログラムの評価、から構成される。2005年にはメンタリング・プログラムに参加している米国の大人は約300万人(1990年代の6倍)となり、現在それに参加していない4400万人の大人がメンターになることを真剣に考え、96%のメンターが他の人にメンターとなることを推奨している¹⁾。米国から各国に広がり世界的な市民運動となっているメンタリング運動の歴史的起源となり、その中核となっているのがBBBS (Big Brothers Big Sisters。米国ではBBBS、日本ではBBSと表記される) 運動であり、メンタリング活動は日本のBBS運動では「ともだち活動」と称されている²⁾。

20世紀初めに米国で開始されたBBBS運動³⁾は、既に1910年代に日本に紹介され、実際の運動も敗戦後の1947年に「京都少年保護学生連盟」によって開始されている。1917年には米国内98都市に支部が設立されたBBBS運動は、外国にも拡大し、最も盛況を呈しているのが東京であるとの記事も存在する⁴⁾。しかしながら、世界的にも早期の紹介ならびに活動開始にもかかわらず、日本のBBS運動の活動様式や社会的機能は他国には見られない、①対象を非行少年に特化した、②当該少年とBBS会員、保護司、保護観察官の四者から構成される、③年齢が概ね20~30歳に限定された青年運動であり、④「ともだち活動」(=メ

ンタリング活動)への参加率が低調な、特異なプログラムとなっている⁵⁾。本稿はこうした日本のBBS運動の特徴的原型がいかに形成されてきたのか、発祥展開の歴史的経緯の分析から明らかにしていきたい。

日本のBBS運動の発祥展開に関しては、日本BBS連盟の記念誌⁶⁾、日本BBS連盟OB会による記念誌⁷⁾に掲載された四方山⁸⁾や安形⁹⁾等の貴重な先行研究が存在するが、これらは非行少年の更生保護に焦点づけられた日本のBBS運動に関する歴史分析であり、今日のメンタリング運動やその世界的展開の視点からの分析はなされていない。米国のBBBS運動に関する森田¹⁰⁾や恒川¹¹⁾等の論稿もあるが、これらの研究では日米の違いが言及されるも、日本のBBS運動の特殊性を所与の前提とし、日本におけるメンタリング運動の未成熟性の究明とその克服に繋がる分析や議論はなされていない。本稿では、日本のBBS運動がメンタリング運動に転換することを困難にしている特徴的原型がいかなる歴史的経緯から形成されてきたのか、米国のBBBS運動の直接的モデル受容とその変異の様態分析の一環として、日本BBS連盟の機関誌『ともだち』を中心とする当時の資料の分析、関係者への面接調査から明らかにしたい。

2. BBBS運動の発祥

1) 日本へのBBBSの紹介と活動前史

米国のBBBS運動の日本への紹介の嚆矢は、1913(大正2)年に基督教青年会の山本五郎がビッグブラザーを「大兄(あにさん)」と訳した『救済研究』の記事にある。新共衆(ニューデモクラシー)の思想の実現をめざす同事業は、米国の40有余の都市で少年裁判所と連携し、再犯率は僅か3%であるという。主眼は不良少年の感化であるが、普通の少年、貧児や親のいない子ども、親の無思慮や不道德から愛の温情を味わえず秩序ある生活に慣れる機会のない少年も支援対象としており、基督教の四海同胞の思想と日本在来の兄弟分の思想とを煎ち詰めて弱き弟と強き兄との対人関係を作り出し、愛と俠から自然に少年を感化しようとするものであるとしている¹²⁾。

1915(大正4)年には、『法律新聞』に「小供裁判所の補助機関=ビック・ブラザーズ団体の活動=」という紹介記事が掲載され、小供裁判所の事業が裁判所単独の力だけでは効果が現れず、民間支援活動であるBBBS運動の重要性を論じている¹³⁾。

1920年代になるとさらに多くの雑誌記事や関連著作が出版されている。1922年にはエリオットの『米国に於ける少年裁判所と社会』の抄訳「第5章保護観察ニ於ケル篤志家ノ地位(篤志家保護観察)」等でビック・ブラザーズが紹介されている¹⁴⁾。翌1923年には、生江孝之が『社会事業綱要』においてBBBSを紹介し、その主要対象は審判所の子どもから事前保護に移るも成績は9割以上となり、BBBSのような児童保護機関を日本でも創設する必要性を訴えている¹⁵⁾。同じく三子豊太郎もビッグブラザー運動に就いて、設立以来8836人(1919年

に1320人)を扱い、その内訳は61%が予防的、27%が少年裁判所より、12%が事後となり、471人のビッグブラザーの調査で90%の効果があるとし、当該児童とビッグブラザーの個人的接触は12~14年の長きに渡ることも少なくなく、保護少年がビッグブラザーになっていく等の詳細な報告がなされている¹⁶⁾。1928年には辻敬介、ならびに泉二新熊が『輔成会会報』でBBBSを紹介し¹⁷⁾、1930年には芳川顯雄が『米国少年裁判所の研究』において「兄姉運動」を紹介している。同書によれば、1915年に700人の会員、1912人の子供、97%が良結果を得、年々盛大となり、実に驚くべき発達を遂げているという¹⁸⁾。

上記の紹介に加え、実際の活動も萌芽的に開始されていたことが知られている。1923年の関東大震災の頃、刑法学者、東京帝国大学教授、小野清一郎が本郷で実践し、続いて名古屋で、児童精神医学者、名古屋帝国大学教授、杉田直樹が実践していたことも確認されている。しかしながら、これらの活動はそれ以上の運動に発展せず終息している¹⁹⁾。

2) BBS運動の発祥：京都少年保護学生連盟

日本のBBS運動そのものの発祥は、1947年に結成された「京都少年保護学生連盟」の活動にある。敗戦直後の社会的混乱は、戦災孤児や非行問題等、青少年問題が深刻化していた。文部省は「青少年不良化防止対策要綱」(1946年10月)の実施を指示し青少年自身が自主的に問題解決にあたるよう求めるも実質的には殆ど無策に留まり²⁰⁾、少年刑事司法手続きにおいても旧少年法から現行少年法への移行およびそれに伴う機構整備の渦中にあった当時²¹⁾、同世代の青少年問題を憂慮する学生の投書と、少年審判所長の意図とが合致し、前述のような世界的に特異な日本のBBS運動が開始された。

1946年夏、戦災孤児等の非行対策会議に関する新聞記事を読んだ立命館専門学校工学部学生の永田弘利(1926-)は、少年は生活環境や友人からの影響が大きく、非行少年が正しい社会生活を送るためには年齢ならびに社会生活的にも最も近い健全な青少年がよき友人として交際する必要があると京都府内社会教育課長宛に投書した。1ヵ月後、投書への返事が京都少年審判所長、宇田川潤四郎(1907-1970)より届き、永田は京都少年審判所を訪問し宇田川、徳武義(上席少年保護司、1902-1959)と面会する。徳よりアメリカの「少年の町」、大兄姉運動の話聞き、「何とか京都の学生諸君に働きかけ、わが国でもBBS運動を起し、拡大してゆきたい」との宇田川の意向を聞かされた永田は、京都少年保護学生連盟の結成に中心的役割を担った²²⁾。

京都少年保護学生連盟の結成を指導した宇田川は、1938年より満州国新京で最高法院や司法職員の研修機関に勤務後、1946年8月に引揚げた。靖国神社参拝の帰途、神田の古本屋で「米国の少年裁判所」という本を購入し、同書の大兄姉運動(Big Brothers and Sisters movement)の一章からBBS運動こそ日本の青少年問題解決の一つの鍵と確信した。同年9月、宇田川は大阪地方裁判所判事として復職し、12月に京都少年審判所長に転任した。同月、法務庁に赴き、保護課長にBBS運動の京都での展開の決意を述べ、全面的賛意と激励

を受けた宇田川は、帰路、BBS運動の実践団体として「京都少年保護学生連盟」、「京都少年保護青年連盟」（学生でない地域社会の青年による）という呼称まで考えていた。「……わたくしは、1946年12月23日頃、同君を少年審判所に招き、同君に京都少年保護学生連盟の結成を依頼したのである。そして、少年審判所側の責任者を、徳武義氏と定め、同氏が永田君に協力して組織づくりに走り廻った次第である。」²³⁾

宇田川が京都少年審判所においてBBS運動を提唱した際、いちはやく共鳴し、実質的な組織づくりに尽力したのは上席保護司の徳武義であった²⁴⁾。五高時代YMCA寮で出会った留岡幸助著『不良少年感化事業』に感銘を受けた徳は、京都帝国大学法学部卒業後、浪速少年院の教官、カリフォルニア大学社会学科への留学、同志社大学予科学生主事兼教授等を経て、敗戦後、1946年新設の京都少年審判所上席保護司に任命され、1948年には多摩少年院長に栄転している²⁵⁾。

京都少年保護学生連盟を指導した徳は、自らの更生保護に関する思想を以下のように述べている。「……従来の斯業は……特にその教化又は補導の面に於いて……多く相当の年配者によって運営せられた為に、対象となる少年とその指導者間にその思想、感情或は時代感覚等に於いて、相当の距離があり、所謂教化や補導が上より下への御説教型に堕した傾向を免れずその為保護の真意が少年の側に十分に理解され難く、保護が関係者自体の一面的性格に陥りがちであり、又時に感激性を欠く事務化する虞れがあったが、純情にして熱意に燃える青年学徒の保護陣営への参加は、とかく沈滞しがちであった斯業に明朗○達な気運を注入し、又かかる雰囲気を○成する事になり、従って之が少年に与える影響は真に甚大なものがあるのである。」²⁶⁾（○は判読不能：筆者）

学生による更生保護活動は、学生自身にとっても重要であると認識していた徳は、BBS運動推進上、特に考慮すべき点として、第一にあくまでも友愛精神をその基調とすべきものであること、第二に知性と良心を基調とする活動でありたい、第三に学生自らの社会的使命による自主的活動でありたい、第四に少年犯罪問題は単に社会的政治的経済的原因のみに由来するものでなく、それは人間性の根本に巣食う本質的な深い問題である事に充分の関心と認識を持つ事を忘れてはならないとし、少年保護問題は重要な社会問題であると共に、それは又深刻な人間性の究明と之が救済をその究極の目的とするものであることと明記すべきと述べている²⁷⁾。

宇田川らの依頼を受け、永田は京都の各大学の学生課長や学生自治会に問い合わせ、「大兄姉運動発足についてご協力をお願い」として第一回代表者会議の案内書を京都市内の各大学に発送した。10月下旬には各大学1~2名の代表が集まり、宇田川、徳らが米国のBBS運動についての説明と日本での活動開始への期待を表明した。年末までに2~3回の準備会を経て、「京都少年保護学生連盟」の趣意書も完成し、街頭での広報活動も開始された²⁸⁾。「戦後の混沌たる社会を背景として出現した驚くべき多数の犯罪及びその悪質化は単に之を荒乱の社会が及ぼす必然且つ不可避の現象として黙化し去って良いものであらうか、……最も良

く青少年を知るものは之に最も近接する青年学徒である彼らの心理を真に理解把握し、又之が良き友人たり良き姉妹たり得てその先達を全うし得るものは吾々を措いて他に求め得られない。……」²⁹⁾ という趣意書には当時の学生の社会現実に対する課題意識と使命感が表明されている。

かくして1947年2月22日に京都女子専門学校（現在の京都女子大学）において、京都市内の大学生に嘱託少年保護司や京都少年保護婦人会の代表も加わった550人が参集し、「京都少年保護学生連盟」が発足した。京都少年保護学生連盟は、非行少年の撲滅活動を推進し、1948年には活動資金（2400円）をバザー、街頭募金、劇団公演により得つつ、第1回湖畔の集い（12日間）を行い、1950年の全国組織である日本BBS運動連絡協議会が結成された際にもそれに参画している。1953年にはOB会有志による京都少年友愛会が結成され、1955年にはこれらを統合して「京都BBS会」が誕生している。1957年には保護観察所がBBS育成に本腰を入れるようになり、BBS担当職員が配置されている。

3) 京都以外の地域での叢生

BBS運動は京都以外でもその萌芽的運動が開始されていた。京都とほぼ同時期の1947年前後から1949年までにBBS運動が発足した地域は、長野県、石川県、島根県、大阪府、兵庫県である。

長野県では1946年11月、松本女子師範学校の女子部長等10名程度の「朋友制度」、翌年11月には長野師範学校男子部に「児童愛護研究会」が設立され、共に長野少年審判所の後援を受け保護少年の思想啓発に当たり、1948年に「心理学研究会」に、1950年にはBBSの趣旨に則る活動に向けて「児童研究会」へ改称、「長野BBS会」へ再改称して、県下全域へ運動を展開した。石川県では1947年4月、金沢少年審判所の新設に際し県内各地区に少年保護司が嘱託され、その補助役としてBBSの前身となる少年補導委員会が誕生している。島根県でも1947年6月、(旧制)松江高等学校、島根師範学校、松江女子専門学校の学生が「島根学生補導連盟」を結成し、旧制中学生の余暇補導のための「話の泉」等のグループワーク活動が開始され、1948年1月には、松江地区BBS会が発足している。

大阪府では敗戦直後に豊中市を中心に「北摂兄弟会」の運動が開始され、1947年12月、同会を中心に大阪府下14大学・高専学生97名による「大阪青少年愛護学生同盟」が結成されている。「学生の立場から青少年不良化の防止活動に積極的に協力し、青少年文化の発展向上を図る」ことを目指し、紙芝居や幻灯を持って少年院や養護施設を巡回訪問し、調査や会見研修、運動の普及宣伝等を行っている。兵庫県でも1947年8月、京都大学、関西学院大学の学生を神戸少年審判所が援助して「青い鳥」を設立している。1948年に「少年保護全国学生代表協議会」を機に運動が拡大するも、学生の卒業、活動資金不足等により一年後に解散を余儀なくされ、その後1951年に三木町をはじめ各地で地区会が発足している。

岡山県では、1945年の秋に岡山同胞援護会（戦時中の軍人援護会）が引揚者、復員軍人、

戦災者のために岡山駅構内に援護施設を設置し、岡山医科大学生を中心に多くの学生が救援活動に当った。1950年に岡山少年保護司協議会と岡山医大生による大兄姉会組織結成についての議論と準備がなされ、同年3月に岡山少年保護観察所において岡山少年保護法心理学研究会「学生研究会」が発足し、1951年9月には「岡山BBS会」が発会している。

こうした中、その後の組織発展の視点から特に重要なのが、東京方式と呼ばれる東京の状況である。京都の運動を聞き及んだ横山一郎（東京少年審判所長）の構想により、立正大学での呼びかけに8人の学生が集まった。東京方式と呼ばれる、BBS会員が嘱託保護司に協力する方式が採用され、少年審判所—嘱託少年保護司—BBS会員—少年という体制が採用され、京都方式とは対照的な組織体制となっている。1948年の「東京少年保護司会青年部会」発足後、1949年には「東京学生BS会」に改組され14大学52名の会員へ拡大している。1950年「東京学生BBS会」に、1953年「東京BBS会」に改称し、勤労青年や農村青年も参加している。

上記以外の地域でも1949年以降、各地でBBS運動が開始されている。他都道府県のBBS会から分離独立したもの、先進県の事例や全国的拡大の機運に影響され設立された事例に加え、少年保護観察所の主導や大学等への依頼による設立事例、保護司会が主導設立した事例、大学生らが文字通り草の根運動として活動を開始した事例等、地域の状況によって設立の動きは多彩である。メンバーが学生中心の組織である場合が多く、卒業等による組織消滅と再生を含みながら、1954年頃までに沖縄以外の全都道府県でBBS会の活動が開始されている³⁰⁾。

3. 全国組織への動きと運動の拡大展開

1) 全国組織への胎動と日本BBS連盟の誕生

こうした中、BBS運動は次第に全国組織に向けた展開を開始していた。1948年11月には、司法保護協会が主催する「少年保護に関する全国学生代表協議会」が東京で開催され、東京、京都、静岡、大阪、神戸、金沢、長野、松江から22人の学生が参加した。また司法保護協会会主事、法務庁少年矯正局長等も参列し、各地の活動報告、資金難や厚生省と司法省との管轄対立や当局の「冷たい態度」等の課題が話し合われた³¹⁾。

1950年6月には全国B・B・S代表者協議会が、「保護観察活動を更に強化する必要性に鑑み、その強力な協力組織であるB・B・S会の活動を促進するとともに、B・B・S各会間の相互連絡を緊密にしてB・B・S運動の全国的展開を図る」ために財団法人司法保護協会会議場で開催されている。23都道府県から代表が参加し、参列者として中央更生保護委員会幹部職員、各地方少年保護事務局観察指導部長も加わった。協議事項は、①大兄姉会の組織（全国組織、地区下部組織結成、全国統一名称、連絡・研究組織、法的根拠付与）、②大兄姉組織の相互連絡等、③大兄姉活動、④会員の指導訓練、⑤大兄姉会運動資金、についてで

あった。BBSをBS（ボーイスカウト）と誤解した参集者もあり、改めてBBS運動の解説がなされている³²⁾。

1950年11月にはこうした各団体の連絡を密にするための「全国B・B・S運動団体協議会」が発足し、1951年12月の日本更生保護協会の主催による全国BBS運動代表者協議会では34都道府県からの代表の参加と共に、今後のBBS運動の在り方が検討され、ケースワークを中心としつつも、グループワーク、地域浄化活動を併用することが決議された。これらの経緯を踏まえ、1952年11月にBBSは自ら全国BBS大会を東京高等工芸学校で開催し、日本BBS連盟が結成された³³⁾。

1954年の「B・B・S運動に関する手引」には今日のBBS運動の原型が示され、以下のようなBBSの会員資格と心得が記されている。BBS会員の資格としては、「BBS運動は、反社会性の強い保護少年を地味に個別的にとりあつかい、少年が満たしたくとも満たされずに苦しんでいるニードが何かを発見し、友達の立場からニードをみたしてやろうとするワンマン・ワンボーイの活動であり、同世代の不幸な少年を友達として救ってゆこうとするもので、どこまでも少年が好きで、友愛の精神に燃え、そうした少年と手を取りあって、人生行路をあゆむことに無上の喜びを感じる青年であることが肝要である。具備条件としては、①人間愛の情熱と少年の更生保護に深い関心を有すること、②人格及び行動について社会的信望を有すること、③保護少年の補導に積極的な努力と時間的余裕を有すること、④生活が安定していること、⑤健康で活動を有することがあり、欠格条件としては、心理学や精神医学などの研究材料とするもの、特定の宗教や思想に引き入れようとする」と、記されている³⁴⁾。

またこの時点で、会員の年齢が20～30歳前後と明示され³⁵⁾、活動心得としては、①常に人格識見の陶冶向上とケースワーカーとして必要な知識及び技術の修得に努め、社会奉仕の精神に徹し、青年らしく行動しなければならない、②対象少年の身上に関する秘密を尊重し、その名誉保持に努め、愛と誠と熱意を持って接し、常に親しまなければならない、③会員は少年を単独の責任で補導することなく、必ずケースワークを責任とするケースワーカーの補助として、その補導にあたらなければならないとされた³⁶⁾。保護司との連携についても以下のように記されている。「保護観察中の少年の場合には、保護司がその少年を補導する責任をもっていますので保護司の補助としてその指導の下に補導しなければなりません。紹介される方法は、保護観察所の地区担当観察官から保護司に紹介があって、（または直接に紹介されて）保護司からの援助をもとめられてから、はじめてその保護司が担当している少年の補導の活動が開始されるのです。」³⁷⁾

2) 運動の展開拡大

以上のように日本のBBS運動は、非行少年、特に保護観察中の少年を主対象とする、保護司を補佐する青年運動として、保護観察制度の一環としてその原型が形成された。次第に

全国展開するようになったBBS運動は、第1期：運動草創期（1947年～1950年：日本BBS運動団体連絡協議会結成まで）、第2期：運動の普及期（1950年～1955年）を経て、第3期：運動の統一期（1955年3月栗谷四郎会長就任以降）へと活動を活性化していく³⁸⁾。こうした中、BBS運動の中核である一対一の継続的個別支援活動（＝今日世界的用語となっているメンタリング）も、当初、「兄弟活動」という日本語の呼称が一般的であったが、「ワンマン・ワンボーイ活動」、「ケース活動」に変容していった。1958年頃から「ともだち活動」が用いられるようになって、今日に至っている³⁹⁾。BBS運動は〈表1〉のように拡大していた。

〈表1〉 BBS運動の団体数、会員数、ともだち活動件数⁴⁰⁾

| 年次 | 1949年 | 1950年 | 1951年 | 1952年 | 1953年 | 1954年 | 1955年 | 1957年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 県団体 | 13 | 33 | 36 | 43 | 47 | 47 | 47 | 48 |
| 会員数 | 782 | 3025 | 5340 | 8635 | 13755 | 6158 | 9158 | 9271 |
| 活動件数 | 195 | 378 | 593 | 1285 | 2517 | 1374 | 4210 | 1374 |
| % | 24.9 | 12.5 | 11.1 | 14.9 | 18.3 | 22.3 | 46.0 | 14.8 |

運動開始後10年を迎えた1957年には、会員年齢は20～30歳を原則とし88%（20歳未満は高校生で準会員）、年齢構成は18歳未満が107人、18～19歳が618人、20～22歳が1807人、23～24歳が2131人、25～29歳が2337人、30～34歳が541人、35～39歳が122人、40歳以上が22人であった。職業は、農漁業（2483人、32.4%）、商業（939人、12.2%）、教員（570人、7.4%）、会社員（974人、12.6%）、宗教関係（228人、2.9%）、公務員（1092人、14.3%）、学生（657人、8.5%）、その他（742人、9.7%）となっていた。在会年数は1年未満（2004人、26.1%）、1年以上3年未満（3315人、43.1%）、3年以上5年未満（1562人、20.3%）、5年以上7年未満（582人、7.6%）、7年以上（222人、2.9%）となっている。担当少年（総数1769人）の内訳については、保護観察所関係（1091人、61.7%）、家庭裁判所関係（91人、5.2%）、その他（警察・家庭・学校から587人、33.1%）となっている⁴¹⁾。（以上、〈表1〉を含め、資料によって会員数の違いが生じている。）

上述の「B・B・S運動に関する手引」（1954年）や活動件数とその割合に示されている世界的にも特異な日本のBBS運動の特徴的原型、すなわち、①非行少年への対象特化、②会員年齢の限定（20～30歳前後）、③保護司の補助者としての役割、④低調な「ともだち活動」、は決してすなりと当時の日本社会に定着したわけではない。これらの特徴は関係者間の議論の過程における揺らぎと共に、BBS運動の全国的統一に向けて次第に確立されてきた。以下ではこうした揺らぎを1955年に発行された日本BBS連盟機関誌『ともだち』の内容分析から検討したい。

4. 機関誌『ともだち』（1955年～）にみるBBS運動の確立

1) 非行少年への対象特化

京都等、各地でBBS運動が開始される中で、全国的な運動拡大がみられるが、それを強力に支援促進したのが少年審判所と後の保護観察所、法務省保護局関係者である⁴²⁾。当初から、家庭裁判所や警察、学校からのケース受理もあるが、主たる依頼は保護観察所の保護観察官ないしは保護司からであり、BBS運動の対象は非行少年の更生にはほぼ特化され、今日に至っている。

当時から支援対象の拡大は様々に議論されており、以下のような記事が散見される。「全国大会で、われわれの対象をもっと広げようという意見が出た。果して対象を広げることによってB・B・Sが発展すると思ったら早計である。もっとなすべきことが手近に山積しているのではなかろうか。」⁴³⁾「元来、BBS運動は『保護観察』を徹底させる為に法務省保護局が主導して育成されたのであるからその線に沿って進められるべきであり而もその歴史と個性の故に相互協力的ではあるが独自の此の運動は展開されねばならぬと思うがこれが現在〇に充分理解されていないのではなかろうか。」⁴⁴⁾（〇は判読不能：筆者）

また、「日本のBBS運動は保護観察のみならず、家裁、児童相談所、学校、警察等のケースに対しても協力することを否定しないが、保護観察対象少年はある程度非行性の進んだ少年であるので、経験の浅い会員はウォーミングアップとして家裁で不処分となった少年等との交流が望ましい」との意見に対しては、「ケースをウォーミングアップの対象とするのは問題であり、保護者と緊密な関係をもちつつ補助者として活動するのが効果的である」との見解が表明されていた⁴⁵⁾。

2) 会員の年齢が20～30歳前後の青年運動

BBS会員の年齢問題は、日本社会における長幼の序に関わる問題であった。戦前の米国のBBBS運動の紹介記事には年齢制限のある青年運動であるとの記述は見られないが、既に保護司制度が機能している当時において、少年にとってのBig Brother（ビッグブラザー）・Big Sister（ビッグシスター）、大兄姉運動等と翻訳紹介されている中で、少年にとっての兄姉世代、すなわち20～30歳台の青年運動と理解されていったように推察される。先述の京都少年保護学生連盟の趣意書やその指導者の言明にも、運動当初からBBSは青年運動と捉えられ、ここに世界的にも稀有なBBBS運動の一種のBBS運動が展開されている。

BBS運動が青年運動であることのメリットはとりわけ保護観察官をはじめ法務省関係者から強く認識されていた。「保護司と少年との年令のズレは延いては感覚のズレとなり保護観察を実施するのに当って非常なる欠陥となって居ることは常々われわれの体験するところである。……感化力指導力と云うものは同年輩、同時代による感覚の共感により益々効果を発揮するものである。BBSは兄となり姉となり保護司と少年との年令のズレを補うところに

一つの重大なる使命がある。』⁴⁶⁾「少年は元来感受性が強いものであります。良いことにも、悪いことにも、感じ易いのであります。そこで非行少年の更生については、若い者は若い者同志という考え方で、兄ともなり、姉ともなって、それら少年の懐にとび込み、これを補導して行くことが最効果的なのであります。少年が大人よりも若い者に親しみ易いという近親感争われない心理でありまして、子供が大人を遠ざけ、子供同志遊ぶのを喜ぶのも、同じ心理であります。大人には打ち明けにくいことも、自分と余り年令の違わない者に対して、打ち明け易いという心理をつかむことが肝要であります。』⁴⁷⁾

一方、保護司の立場からは、当初、BBS運動が保護司制度とは独立して、いわば突如保護観察所によって導入された地域にあっては、少なくとも初期においては、ケース活動にあたるBBS会員の年齢が若すぎるといったような意見も表明されていた。「年齢が若いものはわかいものでなくてはならないということは一番危険なことです。僕等だって若い年代があったのですから……。若い人の気持ちは最も経験的によく知っているのであって、そういう考え方は最も危険なことです。』⁴⁸⁾ さらにこうした年齢からくる未熟さは、少なくとも一部のBBS会員自身も感じている自らの限界ともなっていた。「私自身、自分というものが本当に判っていない。統制出来ない場合がありうる。このような自分が果して不幸な少年を補導できるだろうか、と考える時自信がないのである。自分が生きて行くための信念が築かれていない以上、不幸な少年に、意義ある人格の互譲、補導の意味のないことは自明である。』⁴⁹⁾

3) 保護司の補助者としての役割と「自主的」青年運動

BBS運動は非行少年の更生保護を目的とする青年運動とされ、非行少年(16、7~20歳)のよき兄姉となるべく、会員の最適年齢は20~30歳前後とされた。「広い刑事政策の見地に立って考えられた中堅青年層の運動」⁵⁰⁾「父母なる保護司、兄姉なるBBS」⁵¹⁾と称されるように、BBS運動は保護司制度に組み込まれ、BBS会員は保護司や保護観察官の指導を受けつつ保護司を補助をする社会資源として位置づけられている。高齢者が多数を占める保護司のケースワークを補うため、「若い者は若い者同志」、対象少年との年齢の近さを活かした信頼関係の樹立が期待されているが、ここには宿命的ともいえる活動の限界と自主性の制約が存在している⁵²⁾。

法務省保護局ならびに保護観察所からは以下のような見解が繰り返し表明されている。例えば、斉藤三郎(法務省保護局長)は、「非行少年が保護観察対象者である場合には、これが指導監督、補導援護の責任は保護観察官及び保護司にある。従ってこの対象者の補導を、B・B・Sと手をくんで担当する場合に、若し間違いが生じたならば、その責任は保護観察官、保護司が負うのである。かかる意味からも、B・B・Sの非行少年に対する補導は、保護観察官や保護司と対等に併立して行うものとは考えられないので、当然補助者の立場に立つべきである。そしてまた保護観察官や保護司は専門家であり、社会的な経験においても、

B・B・Sに数日の長があることをみとめなければならない⁵³⁾という。保護司との緊密な連絡なしにケースワークを行うことは保護観察に対する妨害であるという見解⁵⁴⁾に加え、さらには、社会矛盾や社会運動的な構造変革を意識化することはBBS会の趣旨に含まれていないことが確認されている⁵⁵⁾。

保護司にとっても当初、BBSの位置づけに戸惑いが見られた。「……大体このB・B・S運動の主体というものに対して、私自身も含めて多くの保護司さん方には十分な理解を持ってもらえないのではないかと思います。……B・B・S運動の主体が社会教育的な面で更生保護と結びついてゆくあり方なのか単なる保護司のアシスタントとしての役割をもち、一種のインターン的な存在にあるのか、今日まで明らかでなかったのです。……保護司がどう考えるかということは、大体このB・B・S運動の当初において組織されたものが、保護司会と密接な連絡なしに、突如として一つのB・B・S運動団体として現われて法務省にあったために、出発当初の形が二元的な存在であったためと、そういうことから保護司の立場において、われわれの仲間同志がこの若き人々に、果して対象者を渡してしまうことが妥当であるかというような心配をもったのが一つと、それからB・B・S運動の組織と、その指導者の動き方というものが、何かこの団体を性格づけられるおそれがありはしないか、元来のB・B・S運動として掲げた理論のほかに、例えばこういうような犯罪の起るのには社会に色々と矛盾があるからだというような、そういったところに青年が入っていきたくなるということになり、この二つの問題が障害になったと思われるのです。」⁵⁶⁾

保護司はBBSがその性格を明確化することによって、より積極的に保護司の仕事を手伝うことを望むも、保護司の側からBBS会員に推薦できる適任の青年が少なく、これはと思う人は時間がなく、暇のある人はこうした方面に関心が薄いという意見⁵⁷⁾や、保護司とBBS会員の連携強化を図るために保護司自身がBBSをよく理解し、保護司会がBBSの運営資金の支援も含め、積極的にBBS会員を育成していく必要があるという意見も表明されている⁵⁸⁾。

総じて、保護司は国の機関の一員としての身分を与えられた法律に基づく有権的なケースワークを行う一方、BBSは純粋なボランティアで非権力的な存在であり、保護司のケースワークにおいて要求される社会資源としての機能をBBSの「ともだち活動」は遂行するものであった。「ともだち活動」における信頼関係は重要であるが、BBS会員のケースワークの小環は保護司のケースワークの大きな環に包含され有機的に結びついており、「ともだち活動」が独走するのは保護観察という大きなケースワークにおける協働体制を乱すので、BBS会員は自己の力を過信せず行動の限界を弁えなければならない⁵⁹⁾とされた。

4) 低調な「ともだち活動」

こうした状況にあって、BBS会員自身はBBS運動の中核である「ワンマン・ワンボーイ活動」、「ともだち活動」「ケース活動」と称される継続的個別支援活動に熱心に取り組もう

としていた。が、実際にそうした活動に従事して会員は、前述の〈表1〉に示されているように、全体の11～46%で、1957年の実績では会員総数が9271人で担当ケース数は1374人となり、その割合は僅か14.8%であった。「B・B・Sの全国実態調査がまとまりつつある。気が付いたことだが、会員でケースをもっている者が案外少ない。対象となる少年がいないのか、会員が積極的にケースを持とうとしないのか、それともケースを与えてくれないのか、果して原因は何処にありやと心痛している」⁶⁰⁾という記述もある。なぜこうしたことが生じるのであろうか。

第一の理由は、保護司との連絡状況等、地域の事情がある。「(会員数の割にケース担当者が少ない：筆者) その原因については、種々考えられるのでありませうが、保護司との連携が円滑にとられていない点を第一に指摘されるのではないのでしょうか。全国的に見て保護司との連絡が常に保持されているところは、ケース担当数も多く、その他の活動も極めて活発であり経済的にも恵まれているようです」⁶¹⁾ さらに、一部の団体が地域社会の特殊事情やその他止むを得ない事情によって、犯罪予防活動等の行事を主体としたグループワークを行わなければならない場合もあった。しかしながら、ケースワークに主力をおいている団体であっても、実態調査から、ケースワークが徹底されず、一部の会員を除いては殆どどの会員がケースを担当しておらず、こうした傾向は2.3年前から変化していないという。「BBS会員が原則として取扱う保護観察青少年対象者が一般の非行少年と比べて多少難しいケースが多いと思うけれど、BBS会員に適するケースがそんなに少ないとは思われない。適するケースはもっと、もっとあるはずである。有るべきはずのケースをBBS会員が担当していないということは、BBS会員がケースを持とうとしないのかそれとも他に事情があるのだろうか。……現在、法務省保護局において本運動が保護観察の面に関与することにいささかの異存もなく、寧ろ積極的に、側面的に育成発展のために手を差し延べているのに拘わらず、一部の下部組織機関に非協調的などころもみられるのは一体如何なるためであろうか。」⁶²⁾

加えて会員が非行少年に接することに抱く不安感や恐怖感が「ともだち活動」への参加を妨げている場合もあるとの指摘がなされ、そうしたことのないよう、会員がケースを持つ前にある程度の研修を行う必要も指摘されている⁶³⁾。

しかしながら、「ともだち活動」が低調である真の原因は、別のところにあったと言わざるをえないのかもしれない。1954～1958年当時、青少年の保護観察新受入人累年比較によれば、各年の総数は2.8～3.4万人であり、内訳は家庭裁判所による保護観察処分を受けた者(1号観察)が1.6～2.1万人、少年院からの仮退院を許された者(2号観察)が6～7千人、少年刑務所から仮出獄を許された者(3号観察)が3～4千人、保護観察付で刑の執行が猶予された者(4号観察)が1～3千人で、BBS会員の活動対象は主に少年院からの仮退院を許された者(2号観察)であった⁶⁴⁾。こうした保護観察所が受け入れた青少年の地域的偏在や個性、更生可能性等を考慮すると、確かにBBS会員による支援が実際に可能な対象少年そのものが、BBS会員数と比べて少なかったのかもしれない。「BBSが全国に300の組織と7000の会

員を擁するのに比し、補導少年は僅かに1000人であり、これは6.4人の会員で一人の少年を持つことを意味し、一BBS会当りにみても3人足らずの対象者を持つにすぎない。即ち6000人の会員に対象者がなく、多くのBBS会は少年の補導よりも他の仕事、おもに地域浄化活動等に専念せざるを得ない状況であることを推察させる」という記事もある⁶⁵⁾。そのため、従来にはない2対1の担当様式等、より多くの会員が活動できる「ともだち活動」の可能性が理事会で討議されている⁶⁶⁾。

5. おわりに

以上、青少年向けの生涯発達支援として各国で拡大しているメンタリング運動に関するモデル移行論の視点から、なぜ日本のBBS運動が広範な市民運動であるメンタリング運動に転換しえないのか、その発祥展開の歴史的経緯を日本BBS連盟機関誌『ともだち』を中心に検討してきた。日本のBBS運動の発祥展開を、他国のBBBS運動との比較という視点から見ると、日本のBBS運動の特徴、すなわち、①非行少年への対象特化、②会員年齢の限定（20～30歳前後）、③保護司の補助者としての役割、④低調な「ともだち活動」は、発足当初から少年審判所が構想し主導した、非行少年に年齢的に近い青年運動として出発したことから派生し、既存の保護観察官と保護司から構成される更生保護制度の枠組において保護司の補助者という位置づけで活動が開始されていたことや、対象となる保護観察に処される非行少年そのものが少ないという歴史的経緯と社会状況から生み出されていることが判明してきた。

しかしながら、当時の統計によれば、少年保護事件そのものは、1950年の約10万件から1960年の約80万件に達しており⁶⁷⁾、潜在的な支援の必要性や需要がなかったとは言えない。こうした状況にあっても日本のBBS運動が少年院に関連する非行少年に支援対象を特化していたのは、おそらく、運動開始時の「少年保護」という用語⁶⁸⁾に象徴されるように、当時の少年法の保護処分と関連した支援として構想され、保護観察制度の一環として展開継承されてきた歴史的経緯が色濃く反映しているように推察される。

こうした日本のBBS運動と今日の各国で展開されているメンタリング運動との決定的な違いは、その支援対象の範囲や年齢制限の有無以上に、それが更生保護制度に社会的資源として組み込まれて発祥展開してきた歴史的経緯のゆえに、BBS「会員」やBBS「会」という組織が、当事者である個人としてのメンター（＝BBS会員）とメンティ（＝対象少年）に優先する活動とならざるをえないこと、関係機関からの「依頼」によって開始される「自主的」活動であることにあるように思われる。

一方、日本のBBS運動の対象が非行少年に特化されているという点では、米国の初期のBBBS運動がそのまま継承されているといえるのかもしれない。対象少年を保護司とBBSの二者で支援することで多大な成果を上げている日本の更生保護制度が有する継続的個別支援

活動の知見と細心の配慮は、それ以外のより一般的な青少年の生涯発達支援にも活かすことが可能であろう。こうした支援対象の拡大による「ともだち活動」の参加率の向上が、より広範な年齢層の会員募集と共に、ボランティア運動としてのBBSの「自主性」確立と日本の文化や社会に適合した新たな発展の鍵になるように思われる。

注

- 1) MENTOR (National Mentoring Partnership), *Mentoring in America 2005: A Snapshot of the Current State of Mentoring*, 2006.
- 2) 筆者稿「円環の生涯発達支援としてのメンタリング・プログラムに関する考察：米国の事例を中心に」『教育学研究』第69巻第2号2002年。同『メンタリング・プログラム：地域・企業・学校の連携による次世代育成』川島書店2009年。
- 3) 筆者稿「米国におけるメンタリング運動の誕生と発展の素描：BBBS運動を中心に」『現代社会研究科研究報告』（愛知淑徳大学）第1号2006年3月。米国のBBBS運動は、1903年にシンシナターのI. F. Westheimer (1879-1980)、1904年にニューヨークのE. K. Coulter (1871-1952) によって開始され、1917年には米国内98都市に支部が存在していた。
- 4) Savage, C., Wanted—Big Brothers!, *Good Housekeeping*, August 1917, pp. 57-58, 125.
- 5) 各国のメンタリング運動の中核となっているBBBS運動の支援対象は非行少年に特化されず、一人親家庭等、より広範である。当該青年とメンターとの二者の関係性をプログラム事務局がモニタリングするものであり、メンターの年齢制限はない。高校生から90歳代までのメンターが活躍している。また、BBBSに参加することは、即ちメンタリングを行うことであり、BBBSの会員でありながらメンタリングを行わないということはスクリーニングによる不適切者の排除以外にはありえない。
- 6) 日本BBS連盟『わが国におけるBBS運動』1957年。日本BBS連盟『BBS運動発足40周年』1987年。日本BBS連盟『BBS運動発足50周年』1997年。
- 7) 日本BBS連盟OB会『BBS運動50年の回顧』1997年。日本BBS連盟OB会『BBS運動の軌跡』2006年。
- 8) 四方山勇作「BBS運動・その呼称起源と統一までの変遷」日本BBS連盟OB会2006年同上書。
- 9) 安形静男「BBS運動生誕記録」『犯罪と非行』113号1997年8月。
- 10) 森田宗一「兄弟運動について：少年保護をめぐる青年学徒の運動」『家庭裁判資料』第3号1949年。
- 11) 恒川京子「アメリカのBBS活動」『犯罪と非行』33号1977年8月。
- 12) 山本五郎「大兄」『人道』第1巻第2号1913年。
- 13) フランクリン、チェース、ホイット「小供裁判所の補助機関＝ビック、ブラザーズ団体の活動＝」『法律新聞』1049号1915年11月12日。“Big Brothering Boys Who Are in Law’s Grip”, *The New York Times Magazine*, October 17, 1915. の抄訳か。各教会や団体に関する記述は概ね省略されている。
- 14) 司法省調査課『米国ニ於ケル少年裁判所ト社会』（司法資料第6号）1922年4月50-55頁。
- 15) 生江孝之『社会事業綱要』巖松堂書店1923年（初版）470-473頁。同書の1936年に出された三訂版では467-470頁において大幅な加筆改訂がなされている。
- 16) 三子豊太郎「ビッグブラザー運動に就いて」『輔成会会報』1923年7月。
- 17) 辻敬介「将来の釈放者保護事業」『輔成会会報』第12巻第6号1928年6月。泉二新熊「友兄友姉と少年保護」『輔成会会報』第12巻第9号・10号1928年9月。
- 18) 芳川顯雄『米国少年裁判所の研究』（紀要第7号、財団法人啓明会）1930年182頁。

- 19) 安形静男「わが国におけるBBS運動の生成」日本BBS連盟OB会2006年前掲書32頁。
- 20) 鳥居和代「敗戦後の『青少年問題』への取り組み—文部省の動向を中心として—」教育史学会第53回大会配布資料、2009年10月11日を参照。
- 21) 尾田清貴「少年刑事司法手続きに於けるBBS運動」法務省保護局『新更生保護論集』財団法人日本更生保護協会1988年を参照。
- 22) 永田弘利（1988）「BBS運動の芽生え」『犯罪と非行』76号1988年、83頁。2006年6月17日のインタビューで確認。
- 23) 宇田川潤四郎『家裁の窓から』法律文化社1969年61頁。
- 24) 『多摩少年院長徳武義』1969年13頁。
- 25) 尾原宗乗「第24話徳武義」『日本刑事政策史上の人々』日本加除出版1989年324-326頁。同「昭和矯正史上の人々—徳武義」『刑政』104巻8号1993年8月46-47頁。
- 26) 「少年保護に於ける学生運動」『若樹』1947年11月、『少年保護の諸問題』（少年問題研究叢書第1集）多摩少年院恵岡会文化部1953年再録70頁。
- 27) 同上71-72頁。
- 28) 永田弘利氏への2006年6月17日のインタビュー。
- 29) 永田弘利氏、所蔵資料。
- 30) 日本BBS連盟1997年前掲書20-142頁。
- 31) 最高裁判所事務総局家庭局『少年保護をめぐる青年学徒の運動』（家庭裁判資料第3号）1949年。
- 32) 中央更生保護委員会事務局『我国におけるB・B・S運動の現状』（保護資料第1号）1950年47-48頁。
- 33) 安形前掲論文2006年44頁。
- 34) 日本BBS連盟『B・B・S運動に関する手引き』1954年5-6頁。
- 35) 同上7頁。
- 36) 同上8頁。
- 37) 同上12頁。
- 38) 日本BBS連盟OB会2006年前掲書1-3頁。
- 39) 安形前掲論文2006年44-45頁。
- 40) 同上47頁より算出。
- 41) 「資料：拾年目を迎えたBBS運動」『ともだち』14・15号1957年8頁。
- 42) 「座談会BBS運動の前進策をつく」同2号1955年6月7-16頁。
- 43) S「灯」同2号1955年6月1頁。
- 44) 林哲臣「BBSに課せられたもの」同10号1956年11月1頁。
- 45) 大島孝夫「日本BBS連盟の当面する諸問題（二）」同18号1958年5月4頁。
- 46) F・W「若さの意義を強調せよ」「BBS運動に望む：保護観察官の立場から」同6号1956年3月3-4頁。
- 47) 白根松介「B・B・S会員に期待する」同5号1955年12月1頁。
- 48) 河野勝斉「座談会B・B・S運動の前進策をつく」同2号1955年6月13頁。
- 49) 富田幾夫「私の反省」同7号1956年5月3頁。
- 50) 福原忠雄「犯罪追放の方策：貴重なる意図—BBS」同11号1957年3頁。
- 51) 「父母なる保護司、兄弟なるBBS」同20号1958年1頁。
- 52) 「BBS運動における自主性とは何か」同14・15合併号1957年4頁。
- 53) 斉藤三郎「B・B・S会員に望む」同創刊号1955年4月2頁。
- 54) 牛込治郎吉「BBS運動にかける期待」同17号1958年3月1頁。

- 55) 齊藤三郎、前掲、1955年4月2頁。
- 56) 河野勝斉(全国保護司連盟副会長)「座談会B・B・S運動の前進策をつく」同2号1955年6月8頁。
- 57) 「座談会：明日のB・B・S運動のために—保護司さんを囲んで—」同5号1955年12月4-5頁。
- 58) 福地劔吉(近畿地方保護司連合会長)「保護司からBBS会員に望む：両者の連携強化をはかるには」同18号1958年5月2-3頁。
- 59) 島田善治「ともだち活動—保護司活動への協力において」同18号1958年5月5頁。
- 60) S「灯」同5号1955年12月1頁。
- 61) 栗谷四郎「今年度の運動方針から」同2号1955年6月1頁。
- 62) 佐藤光男「ケース担当の徹底をはかれBBS運動の進む道」同7号1956年5月1頁。
- 63) 「新しい発展への拠点固む—全国理事会協議状況」同7号1956年5月4頁。
- 64) 中央青少年問題協議会事務局『青少年問題の現状と対策』1959年102頁。
- 65) 吉野栄二(保護局調査連絡課)「数字からBBSを語る」『ともだち』12号1957年4月1頁。
- 66) 「ケースのない会員」同19号1958年7月2頁。
- 67) 日本統計協会「28-20少年事件の種類別新受、既済及び未済人員」『新版日本長期統計総覧第5巻』2006年552頁。
- 68) 例えば、菊池俊諦は、「少年教護」と字義同一なるが如くにして、その意義の大いに異なる用語の例として、「少年保護」を挙げ、両者を比較している。「少年教護」は少年の教育的保護若しくは保護的教育を意味し、社会的保護という基礎観念の下に充実徹底した教育を目指すものであるのに対し、「少年保護」は「少年法に謂う所の少年の保護処分と関連する語」で「司法保護を基礎観念」とし、「特別な超差別的見地に立ちて、此の両者を字義的にも意義的にも同一視する用語例も之なきにあらざれども、決して妥当ではない」という。菊池俊諦『少年教護論』成美堂1942年9-10頁。